

新型コロナウイルス感染症の発生時にかかるご報告について

5月8日に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行されることに伴い、新型コロナウイルス感染症が発生した場合に必要なとされる報告については、以下の取扱いに変更します。

1. 報告を行う基準

- ア. 新型コロナウイルス感染症によると疑われる死亡者または重篤患者が、1週間以内に2名以上発生した場合
- イ. 新型コロナウイルス感染症による患者または疑われる患者が、10名以上または全利用者の半数以上発生した場合
- ウ. 新型コロナウイルス感染症が通常の発生動向を上回る発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

2 対象となる社会福祉施設等

別紙 1-2 のとおり

3. 報告方法

保健所（感染症対策課）と高齢者関連施設等連絡先宛に、以下4の報告書式でそれぞれご報告ください。

保健所：感染症対策課 Mail：kantai@city.sakai.lg.jp または、FAX：072-222-9876

高齢者関連施設等連絡先：介護事業者課 Mail：kaiji@city.sakai.lg.jp

または、FAX：072-228-7481

障害福祉サービス課 Mail：shosa@city.sakai.lg.jp

または、FAX：072-228-8918

※市の委託事業は、委託事業の所管課に報告して下さい。

4. 報告書式

別紙 4 -3 のとおり